三の四　法第十四条の二第一項及び第三項の規定による認定
三の五　法第十四条の二第五項の規定による届出の受理
三の六　法第十四条の二第七項の規定による権限
四　法第十七条第三項及び法第十九条第三項において準用する法第十一条第一項ただし書の規定による許可
五　法第十七条第一項の規定による検査
六　法第十八条第一項の規定による予備品証明
六の二　法第二十条第一項の規定による認定（次に掲げるものを除く。）
イ　初めて認定を申請する者に係るもの
ロ　型式証明を受けようとする者又は受けた者（以下「型式証明保有者等」という。）であつて、法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を申請するもの又は受けたものに係るもの
ハ　法第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を申請する者又は受けた者に係るもの
六の三　法第二十条第二項の規定による認可（次に掲げるものを除く。）
イ　初めて認可を申請する者に係るもの
ロ　型式証明保有者等であつて、法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けたものに係るもの
ハ　法第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者に係るもの
六の四　法第二十条第四項の規定による届出の受理（次に掲げるものを除く。）
イ　型式証明保有者等であつて、法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けたものに係るもの
ロ　法第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者に係るもの
七～四十四　（略）
四十五　第三十五条第四号の規定による権限（次に掲げるものを除く。）
イ　初めて認定を申請する者が選任する確認主任者に係るもの
ロ　型式証明保有者等であつて、法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を申請するもの又は受けたものが選任する確認主任者に係るもの
ハ　法第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を申請する者又は受けた者が選任する確認主任者に係るもの
四十六　第三十八条第一項の規定による承認（次に掲げるものを除く。）
イ　型式証明保有者等であつて、法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けたものに係るもの
ロ　法第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者に係るもの
四十七～六十五　（略）

（新設）
（新設）
（新設）
四　法第十六条第三項及び法第十九条第三項において準用する法第十一条第一項ただし書の規定による許可
五　法第十六条第一項の規定による検査
六　法第十七条第一項の規定による予備品証明
六の二　法第二十条第一項の規定による認定（初めて認定を申請する事業場に係るものを除く。）
（新設）
（新設）
（新設）
六の三　法第二十条第二項の規定による認可（初めて認可を申請する認定事業場に係るものを除く。）
（新設）
（新設）
（新設）
六の四　法第二十条第四項の規定による届出の受理
（新設）
（新設）
七～四十四　（略）
四十五　第三十五条第四号の規定による権限（初めて認定を申請する事業場に係るものを除く。）
（新設）
（新設）
（新設）
四十六　第三十八条第一項の規定による承認
（新設）
（新設）
四十七～六十五　（略）